

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

義務教育諸学校では、学校給食法第 2 条に定める学校給食の目標の達成に向け、生きた教材である給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱の一つとなっている。

義務教育では、これを無償とすると定めた日本国憲法第 26 条第 2 項や教育基本法第 5 条第 4 項学校教育法第 6 条により、授業料を徴収しないこととされている。戦後当初には有償であった教科書は、教科書無償措置法等により昭和 38 年から順次無償化され現在に至っており、それと同様に、食育に必要不可欠である学校給食においても、義務教育の段階では無償とすることが望ましい。

文部科学省による平成 29 年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、全国 1,740 自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは 506 自治体あり、そのうち小中学校ともに無償化を実施しているのは 76 自治体にとどまっている。

現在、長引くコロナ禍や食料品等の物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ無償化が切に求められる状況にあるが、財政余力が乏しく無償化の実施が困難な自治体も多いため、国内全ての学校で無償化を実現するには国の関与が必須である。

よって、国におかれては、学校給食の無償化を実現するため、主体となって必要な制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

内閣総理大臣	岸田	文雄	様
衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
総務大臣	松本	剛明	様
文部科学大臣	盛山	正仁	様

志賀町議会議長 福田 晃 悦